

議案第58号

つくば市竜巻災害に伴い被災した住宅の復旧に要する資金の利子補給に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年6月22日

つくば市長 市原 健一

つくば市竜巻災害に伴い被災した住宅の復旧に要する資金の利子補給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成24年5月6日に発生したつくば市竜巻災害(以下「災害」という。)により被災した住宅の復旧に要する資金を金融機関等から借り入れた者に対する利子補給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分をいう。
- (2) 金融機関等 銀行その他の規則で定める金融機関及び規則で定める者をいう。

(利子の補給)

第3条 市は、この条例の定めるところにより、自ら居住する住宅が竜巻により被災した者がその復旧に要する資金を金融機関等から借り入れたときは、当該借入れに係る利子の一部を補給することができる。

2 利子の補給の期間は、10年間とする。

3 第1項の規定による利子の補給は、同項に規定する者に対し、利子補給金を支給することにより行うものとする。

(利子の補給の対象となる借入れ)

第4条 利子の補給の対象となる融資は、資金の用途が住宅の修繕、建替え又は購入である借入れとする。

(認定)

第5条 利子補給金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その認定を受けなければならない。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、利子の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、修繕、建替え又は購入した住宅につき、1世帯当たり1会計年度10万円を限度とする。

(利子補給金の支給)

第7条 利子補給金は、第5条の規定により申請し市長の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が毎年1月1日から12月末日までの期間内に金融機関等に支払った利子（延滞利子を除く。）の額を対象とし、その翌年に支給するものとする。

2 認定者は、毎年、規則で定めるところにより、市長に利子補給金支給の申請をしなければならない。

(支給の制限)

第8条 利子補給金は、認定者が市民でなくなった場合は、以後支給しない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。